

## 揖保川流域治水協議会規約(変更案)

---

# 新たな関係機関の参画について

- ・水害の激甚化を踏まえ、「流域治水」の推進に向け、関係行政機関相互の緊密な連携等を図るため、10月28日「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」が開催。
- ・全国一級水系で進められている流域治水プロジェクトにおいて、関係行政機関と連携等を図り「流域治水」の取組を加速化させるため、新たな関係機関が協議会へ参画。

現行

## 揖保川流域治水協議会 構成員

機関	役職
宍粟市	宍粟市長
太子町	太子町長
たつの市	たつの市長
姫路市	姫路市長
兵庫県	県土整備部総合治水課長
国土交通省	姫路河川国道事務所長

※敬称略

## 新たな関係機関 (R2.12月7日時点)

### 構成員

農林水産省	近畿農政局農村振興部	設計課長
林野庁	近畿中国森林管理局	兵庫森林管理署長
気象庁	神戸地方気象台長	

参画

### オブザーバー

環境省	近畿地方環境事務所	環境対策課長
-----	-----------	--------

企画県民部防災企画局	防災企画課、復興支援課
企画県民部災害対策局	災害対策課
農政環境部農政企画局	総合農政課、農地調整室
農政環境部農林水産局	農地整備課、農村環境室、林務課、豊かな森づくり課、森林保全室、治山課、漁港課
県土整備部土木局	道路企画課、高速道路推進室、道路街路課、道路保全課、河川整備課、砂防課、下水道課、港湾課
県土整備部まちづくり局	都市計画課、公園緑地課
県土整備部住宅建築局	建築指導課、営繕課、設備課
教育委員会事務局	財務課

## 揖保川流域治水協議会 規約 (変更案)

### (設置)

第1条 「揖保川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

### (目的)

第2条 本協議会は、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、揖保川水系における集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 本協議会を進めていくにあたり、その他の揖保川流域内関係機関についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

### (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 揖保川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

### (協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

### (事務局)

第6条 協議会の庶務を行うため、姫路河川国道事務所 調査課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に  
関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、令和2年8月24日から施行する。

(附則) (別表1の変更)

第8条 本規約は、令和2年 月 日から施行する。

別表1

## 揖保川流域治水協議会 構成員 (変更案)

機関	役職
宍粟市	宍粟市長
太子町	太子町長
たつの市	たつの市長
姫路市	姫路市長
兵庫県	県土整備部土木局 総合治水課長
農林水産省	近畿農政局農村振興部 設計課長
林野庁	近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署長
気象庁	神戸地方気象台長
国土交通省	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長

(オブザーバー)

機関	担当部局等
環境省	近畿地方環境事務所 環境対策課長
兵庫県	企画県民部防災企画局 防災企画課、復興支援課
	企画県民部災害対策局 災害対策課
	農政環境部農政企画局 総合農政課、農地調整室
	農政環境部農林水産局 農地整備課、農村環境室、林務課、 豊かな森づくり課、森林保全室、 治山課、漁港課
	県土整備部土木局 道路企画課、高速道路推進室、 道路街路課、道路保全課、 河川整備課、砂防課、下水道課、港湾課
	県土整備部まちづくり局 都市計画課、公園緑地課
	県土整備部住宅建築局 建築指導課、營繕課、設備課
	教育委員会事務局 財務課

※敬称略